

教育・保育実習要項

社会福祉法人ぼだいじ福祉会

◇園の概要説明

名称	社会福祉法人ぼだいじ福祉会 ぼだいじIRORI園
理事長名	永瀬 時久
園長名	金澤 亜理
所在地・電話	〒514-1102 三重県津市久居藤ヶ丘町2598番4 TEL 059-253-2086 FAX 059-253-2087
地域の特色	津市久居藤ヶ丘町に位置し、田畑などの自然に恵まれた自然豊かな場所にあるこども園です。近隣には小児科、薬局、福祉施設、警備会社などがあり、園運営に適した環境です。
設立年月日	令和3年4月1日
開園時間	平日7:00-19:00(18:00以降は延長保育) 土曜日7:00-18:00
教育・保育理念	ぼだいじIRORI園運営理念 ◎「個」の要求に対応できる教育・保育体制を確立する ◎地域に根ざしたこども園づくりを進める ぼだいじIRORI園 教育・保育理念 ◎子どもの全面発達を目指す ◎心身ともに健やかに伸びる子ども - 健康で忍耐力のある身体をつくる - 思いやりをもった優しい子どもに育てる - 自主的で意欲的に行動できる子どもに育てる - 友だちとのつながりを大切にする - 生活経験を広げ表現活動を豊かにする
職員構成	園長1名、副園長1名、主幹保育教諭 名、副主幹保育教諭 名 保育教諭 名、看護師 名、事務員 1名、用務員 名 保育補助 名、調理員（外部委託）
定員・園児数	定員 名 1号認定児: 名、2号認定児: 名、3号認定児: 名 ひまわり組（5歳児） 名 担任保育教諭 名 こすもす組（4歳児） 名 担任保育教諭 名 たんぽぽ組（3歳児） 名 担任保育教諭 名 さくら 組（2歳児） 名 担任保育教諭 名 う め組（1歳児） 名 担任保育教諭 名 も も組（0歳児） 名 担任保育教諭 名
備 考	※年度により異なる

◇沿革

昭和29年	5月	戦後の焼け跡の中で菩提寺本堂を開放し三重県知事より認可を受け ぼだいじ幼稚園を創設
昭和29年	6月	公認ぼだいじ幼稚園を開園、定員60名
昭和32年	3月	独立しぼだいじ幼稚園園舎を境内に建設
昭和43年	1月	地域における完全保育の要求が高まり保育所の必要性を痛感し設置 経営を決意、準備に着手
昭和43年	3月	厚生大臣より社会福祉法人ぼだいじ福祉会設立の認可を受ける
昭和43年	4月	ぼだいじ保育園開園 定員60名（幼児45名乳児15名）
昭和46年1	1月	隣接地を購入
昭和51年	9月	木造園舎の老朽化に伴い、増改築を計画準備に着手 谷本建築設計事務所に設計を依頼
昭和52年	6月	日本自転車振興会の補助金交付決定(27,200千円)
昭和52年	7月	野田工務店に施行依頼、工事着手
昭和53年	3月	ぼだいじ保育園園舎完成
昭和53年	4月	ぼだいじ保育園定員90名（幼児70名乳児20名）となる
平成 8年	4月	乳児保育、産休明け保育、長時間保育、障害児保育 緊急一時保育、地域活動事業の実施
平成 9年	3月	大規模修繕（保育室内装改修工事）を実施
平成11年	6月	乳児室拡張工事を実施
平成12年	3月	育児相談室の設置（事務所改修工事）を実施
平成12年1	2月	大規模修繕（給食室外装改修工事）を実施
平成13年	4月	延長保育事業開始、新会計基準移行開始
平成13年1	1月	乳児室床暖房完備
平成14年	3月	通用門改修工事
平成14年	6月	1階廊下改修工事
平成14年1	2月	2歳児クラス改修工事
平成15年	3月	給食室改修工事
平成15年	4月	ぼだいじ保育園定員90名から120名に増員
平成16年	6月	1階幼児用トイレ改修工事
平成17年	9月	「津市南中央380番1」に保護者専用駐車場を購入
平成18年	3月	大人3人、子ども51人乗り幼児バスを購入
平成21年	2月	乳児室増床工事（0歳児クラス）
平成26年	3月	乳児室増床工事（1歳児クラス）
平成28年	8月	「津市南中央377番1」の土地を購入
平成28年	8月	「津市南中央150番地」の土地を購入
平成29年	4月	新園舎完成 定員136名 （1号認定児6名、2・3号認定児130名）
平成29年	4月	保育所より幼保連携型認定こども園へ移行 「ぼだいじ保育園」より「ぼだいじこども園」へ名称変更
令和 3年	4月	認可保育所「ぼだいじIRORI園」を津市久居藤ヶ丘に開園 定員90名
令和 4年	4月	保育所より幼保連携型認定こども園へ移行、地域子育て支援事業開始 幼保連携型認定こども園「ぼだいじIRORI園」へ移行 定員96名
令和 5年	4月	放課後児童健全育成事業 アフタースクール MiRAi Kids 津新町を津市神戸に開所
令和 7年	4月	放課後児童健全育成事業 アフタースクール MiRAi Kids 西が丘、 Bodaiji Kids Club を津市八町に開所

◇日課（一日の流れ）

時間	0～1 歳（3号認定児）	2 歳（3号認定児）
7：00	順次登園 合同保育 検温・視診等 クラス別保育	順次登園 合同保育 検温・視診等 クラス別保育
8：00	(年齢に応じた玩具で好きな遊びをして 過ごします)	(年齢に応じた玩具で好きな遊びをして 過ごします)
9：00	授乳 間食	間食
11：00	離乳食(0歳児のみ10:30～)	給食
11：30	午睡(順次)	午睡(順次)
14：30	検温 授乳 間食 クラス別保育	検温 間食 クラス別保育
16：00	順次降園	順次降園
18：00	延長保育（有料）	延長保育（有料）
19：00	閉園	閉園
時間	3.4.5 歳（2号認定児）	3.4.5 歳（1号認定児）
7：00	順次登園 合同保育 持ち物の整理 検温・視診等 年齢に応じた玩具で好きな遊びをして 過ごします。	預かり保育（有料）
9：00	(3～5歳)異年齢保育	順次登園 持ち物の整理 検温・視診等
9：30	(朝の会)	(3～5歳)異年齢教育・保育 (年齢に応じた玩具で好きな遊びをして 過ごします)
11：30	昼食 食後 3歳児午睡	昼食 3歳児午睡
14：30	間食 (3～5歳)異年齢保育	間食
16：00	順次降園	順次降園
18：00	延長保育（有料）	預かり保育（有料）
19：00	閉園	閉園

教育・保育実習にあたって

◇実習の心構え

- ・常に課題意識を持ち、意欲的に学ぶ。
- ・年齢の発達についての事前研究。
- ・学生であると同時に、保育者であることを自覚し、良識ある態度でのぞむ。
- ・心身の健康管理に努める。
- ・備品はすべて許可を得て使用し、使用後は必ず戻しておく。
- ・整理・整頓・掃除などを含め、保育室の環境構成に注意を払い、環境美化に努める。
- ・施設内では全面禁煙、保育中は携帯電話の私的利用を禁止とする。

◇実習時間

実習時間は職員の勤務時間に準ずる。

平日 8:15～17:00

土曜日 8:15～17:00（幼稚園実習の場合は土曜実習無し）

休憩は 45 分とする。

※原則上記を実習時間とする。学校規定がある場合は規定に従うものとする。

◇欠席について

- ・無断欠席は絶対に避け、事前に園長に申し出る。

◇交通手段

- ・原則として徒歩、自転車、公共交通機関とする。その他の場合は園と相談する。

◇持ち物・服装・提出物

- ・原則昼食は園児と同様の給食を共にする(食費不要、アレルギー等に関しては考慮する)
- ・清潔で活動しやすい服装（フードつきでないもの）
※ハンカチ、ティッシュ、メモ用紙が入るポケットのあるものを着用する。
- ・指輪、アクセサリーなど華美なもの、危険なものは身につけない。
- ・戸外遊びができる下靴を持参し、帽子(夏季必須)を着用する。
- ・名札は危険のない物を着用する。
- ・提出物は決められた日に必ず出す。
※記録はボールペンまたは PC での記入とし、誤字・脱字等に気を付けて記入する。
- ・マスク(感染症予防、給食配膳のため)
- ・エプロン、三角巾、マスク(給食介助用)
- ・水筒(原則お茶または水)

※季節や実習内容に応じて変更する場合があります。

◇実習上の留意点

－児童に対する事項－

こども園の教育・保育方針を尊重し、特に安全保育には留意する。

園舎内…保育室(机・いすの取扱い、手洗い場付近、出入口の扉、タオルかけ、ロッカー)

遊戯室、廊下、トイレ、沐浴室、テラス、その他

園庭 …固定遊具、門・出入口、その他

園外 …登降園時の交通安全教育、園外保育

その他…遊びの約束、緊急時の対応、衛生疾病予防など

※園長からあらかじめ非常時の際の注意を受け、適切な行動をとるよう心がける。

児童に対し、公平な対応と親しみをもって接する。

－園長、職員に対する事項－

指導案は事前に担当保育教諭に提出し、指導を受ける。

反省会は実習期間内で 1 回は持つ。

－保護者に対する対応－

保護者からの質問があった場合、直接対応はせず、担当保育教諭に知らせる。

また登降園時、来園時等、出会った場合は必ず挨拶を行う。

◇守秘義務

- ・実習の中で知り得た児童の特性、家庭環境等についての秘密は守る。
- ・プライバシー保護の観点から、すべての記録に個人名は書かない。(例：A さん、B さん 男女共に「さん」)
- ・園が指定した場合を除き、写真撮影はしない。

◇災害時の取り扱いについて(養成校の指示を前提とする)

ー暴風警報が発令された場合ー

- ・警報が解除されるまで、自宅で待機する。
- ・原則午前 11:00 までに警報が解除された場合は、解除後安全に留意し、出席する。
ただし、家屋や道路の被害、交通機関の乱れ等がある場合は、実習園に事前連絡をする。
※養成校にて規定がある場合は養成校の規定を準拠する。
- ・正午を過ぎてから警報が解除された場合は、その日は欠席とし実習園に連絡する。
- ・実習中に発令された場合は、状況に応じて実習を中止し、帰宅をする。
※安全に帰宅可能な場合は、実習を中止し速やかに帰宅する。安全が確保できず帰宅困難な場合は、園内の安全な場所にて帰宅が可能になるまで待機する。

ー「地震・災害、その他注意警報」が発表された場合ー

- ・自宅で待機する。
- ・実習中に発表された場合は実習を中止し、帰宅する。
- ・注意情報が発表された場合、大きな社会的混乱が予想されることから、実習の再開等については、そのときの状況をふまえて判断する。

ーその他ー

- ・実習の補充については、各学校等の指示による。
施設見学
- ・観察実習
一日の教育・保育の流れを知る。
子どもの行動を観察し、個別及び集団行動を理解する。
保育教諭の役割、援助の方法を学ぶ。
- ・参加実習
担任の指導を受けながら、助手的な仕事に参加し、体験的に学ぶ。
乳幼児の安全、衛生面での配慮の仕方を学ぶ。
環境整備の仕方を学ぶ。
絵本、紙芝居、手遊びなどの実習をする。
教育・保育内容上の具体的課題に取り組む。(製作準備・手作りおもちゃ等)
- ・責任実習
子どもの個人差や子ども同士の関わりを理解し、対応の方法を学ぶ。
指導計画を立て、主になって保育する。(半日・一日・部分(おたのしみ会等))
日々、技術や方法などについて指導を受け、次の実習に生かす。
職員間の役割分担やチームワークについて理解する。
家庭との連携の方法を理解する。
子どもの人権尊重について理解を深める。
- ・実習後 (実習終了後)
実習を通して得た問題や課題を確認する。
総括的な助言や励ましを受ける。

附則

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

◇園内平面図・配置図

